

特別会計

●特別会計とは、特定の事業を行う場合に一般会計と区分している会計で、当町には5会計あります。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額
墓地公園特別会計	684万円	568万円	116万円
国民健康保険特別会計	7億2,496万円	7億1,090万円	1,406万円
介護保険特別会計	6億3,325万円	6億1,913万円	1,412万円
後期高齢者医療特別会計	1億3,328万円	1億3,003万円	325万円
公共下水道事業特別会計	6億3,742万円	6億719万円	3,023万円
合計	21億3,575万円	20億7,293万円	6,282万円

※1万円未満四捨五入

公営企業会計（法適用分）

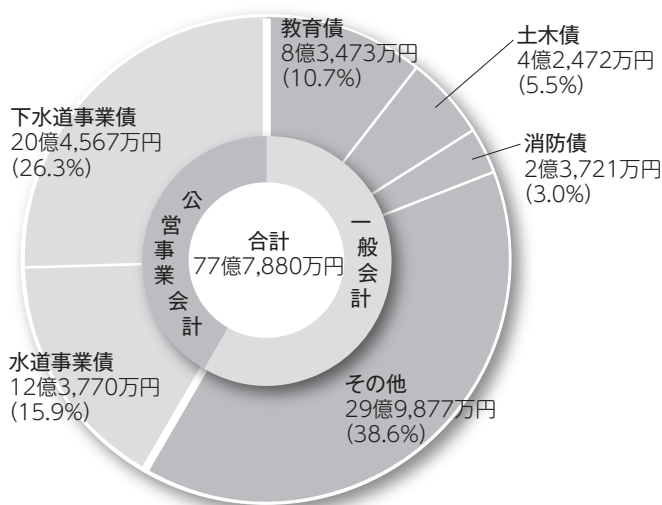
●公営企業会計は、民間企業と同じような経営をしている事業で、地方公営企業法の適用を受けるものとして、当町には1会計あります。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額	
水道事業	収益的	2億5,230万円	2億5,501万円	△271万円
	資本的	1億2,990万円	1億8,721万円	△5,731万円
合計	3億8,220万円	4億4,222万円	△6,002万円	

△は不足額。不足額は留保資金等で補てんしました。

※1万円未満四捨五入

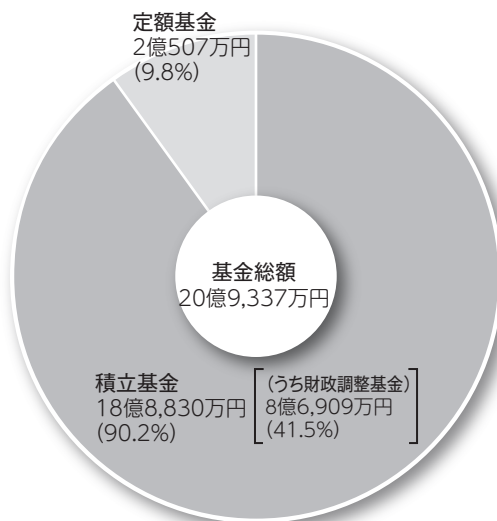
町債の状況



町民1人あたりの借入金残高 702,882円

基金の状況

※一般会計のみ



町民1人あたりの基金残高 189,154円

一財政健全化法一 健全化判断比率 について

「財政健全化法」とは、財政の健全さを計る下記の指標を導入し、再建の枠組みを定めた法律で、国民健康保険などの特別会計や水道事業などの企業会計、さらには一部事務組合等への負担見込額もチェックされています。本町の健全化判断比率などの状況は、全ての指数が基準を大きく下回っているため、財政の健全性が保たれています。

指標	指標の説明	比率 (単位:%)	基準値(単位:%)	
			早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	-	15.00	20.00
	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	-	20.00	30.00
	一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	7.4	25.0	35.0
	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	6.4	350.0	
	資金不足額(赤字額)の事業規模に対する比率	-	(経営健全化基準) 20.00	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、数値が存在しないため「- (ハイフン)」となっています。

※早期健全化基準・経営健全化基準は「財政の悪化(イエローカード)」を、財政再生基準は「財政の破たん(レッドカード)」をあらわす基準値で、健全化判断比率・資金不足比率がこれらの基準値を超えた場合には、国からの健全化に向けた取り組みが指導されます。

問い合わせ先 総務課 TEL 377-5651